

日野町告示第1号

令和6年第1回日野町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年1月15日

日野町長 塚 田 淳 一

1. 期 日 令和6年1月19日
2. 場 所 日野町議会議場
3. 付議事件 ①日野町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について
②令和5年度日野町一般会計補正予算（第8号）

○開会日に応招した議員

小 林 良 泰	小 河 久 人
坪 倉 敏	中 山 法 貴
梅 林 智 子	金 川 守 仁
松 本 利 秋	安 達 幸 博
竹 永 明 文	中 原 信 男

○応招しなかった議員

な し

第1回 日野町議会臨時会 会議録 (第1日)

令和6年1月19日 (金曜日)

議事日程

令和6年1月19日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- (1) 議会関係の報告 (議長)
 - (2) 一般行政報告 (町長)
- 日程第4 議案第1号 日野町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について(町長)
- 日程第5 議案第2号 令和5年度日野町一般会計補正予算 (第8号) (町長)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- (1) 議会関係の報告 (議長)
 - (2) 一般行政報告 (町長)
- 日程第4 議案第1号 日野町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について(町長)
- 日程第5 議案第2号 令和5年度日野町一般会計補正予算 (第8号) (町長)
-

出席議員 (10名)

1番 小林良泰	2番 小河久人
3番 坪倉敏	4番 中山法貴
5番 梅林智子	6番 金川守仁
7番 松本利秋	8番 安達幸博

その上で、今年目標は、今、町が抱えている様々な課題を一つでも前に進めていく、特に少子化による人口減少を若者定住策等で緩やかに、そして農林業の後継者確保の問題、さらには医療、介護など福祉の充実に議会としても積極的に取り組み、10人全議員の力を一つにし、執行部と共に持続可能なまちづくりに邁進していきたいと思っております。

今年、令和6年が日野町にとり輝かしく希望に満ちた1年でありますようお願い、町民の皆様ますますの御健勝をお祈りいたしますとともに、議会運営に関し、議員各位の御協力をお願いし、年頭の挨拶といたします。本年もどうぞよろしく願いをいたします。終わります。

町長挨拶

○町長（埜田 淳一君） おはようございます。

令和6年第1回日野町議会臨時会の開会に先立ちまして、議長のお許しをいただきましたので、新年に当たり、一言御挨拶申し上げます。

新年おめでとうございます。謹んでお祝い申し上げますとともに、議員各位、町民の皆様方には健やかに輝かしい新春をお迎えのことと心よりお喜び申し上げます。旧年中は町政推進に深い御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、初めに、元日早々に発生した能登半島地震によって亡くなられた方々に心よりお悔やみを申し上げます。また、大きな被害を受けている被災地、今もなお避難を続けざるを得ない被災地の方々に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興を心より祈念いたします。

昨年は、大きな不安をもたらした新型コロナウイルス感染症が感染症法上の2類から5類に変わり、人の動き、物の動きも活発となってまいりました。地域にあっては、コロナ禍の4年間中断していた各種の行事、イベントなどが復活し、にぎやかさ、創造への営みが地域の方々の力で取り進められました。

一方、世界に目を転ずれば、ウクライナ、中東での戦争、紛争は収まる気配がなく、経済社会に対する影響が引き続く中で、各種の経済対策を講じてまいりました。

今年のえとは、きのえたつ、前回の60年前の1964年は、東京オリンピックであったり、東海道新幹線開業などがあり、大きな経済発展を遂げた年でございます。今年、2024年は、4月から建設、物流・運輸、医療業界において時間外労働の上限規制が開始されます。サービスの低下を招かないように、無駄を省くDX、デジタルトランスフォーメーションの一層の推進が図られていくのではないかと考えられます。町においても、DXの推進を含む第2次きり日野町

創生戦略の最終年でもあり、創生戦略を着実に進めてまいりますとともに、第3次戦略の検討に着手してまいります。

未来に向かって全力で町政運営に取り組んでまいりますので、御理解と変わらぬ御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

結びに、議員各位、町民の皆様方の御健勝と御多幸を祈念し、そして、この1年が素晴らしい年となりますことを心より願ひまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

午前10時07分開会

○議長（中原 信男君） ただいまの出席議員数は10人であり、定足数に達していますので、これより令和6年第1回日野町議会臨時会を開会をいたします。

出席議員には、例規等の確認のためタブレット端末機使用を許可していますので、御了承ください。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました日程のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中原 信男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、4番、中山法貴議員、5番、梅林智子議員の2名を指名をいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（中原 信男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日の1日間にいたしたいと思ひます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日の1日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（中原 信男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本町の監査委員から、地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。別紙写しを配付し、報告といたします。

次に、令和5年第7回定例会以後の議会関係について報告をいたします。

12月18日、日野郡議員研修会反省会に議長、副議長が出席いたしました。

12月20日、日野町消防委員会が開催され、関係議員が出席いたしました。

12月22日、西部町村議会議長会連絡会が開催され、議長が出席をいたしました。

12月25日、議会だより138号発行のため、議会広報常任委員会を開催をしております。

1月11日、総務経済常任委員会が下榎畜産団地の視察を行いました。

1月12日、商工会主催の新春賀詞交歓会が開催され、議長ほか議員が参加をいたしました。

1月18日、全員協議会を開催をいたしました。

続きまして、一般行政報告を埴田町長が行います。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 令和5年第7回議会定例会以降の一般行政報告をいたします。

1月12日、日野町商工会主催による賀詞交歓会が、ここ数年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により見送られていた中、4年ぶりに町山村開発センターで開催されました。当日は、町内の関係団体の75名が一堂に会し、新しい門出をお祝いするとともに、関係団体の連携を深める会となりました。来賓としまして、赤澤亮正衆議院議員、舞立昇治参議院議員、湯原俊二衆議院議員代理にもお越しいただき、御挨拶をいただきました。国、県、町、関係団体が共に様々な課題解決に向けて取り組み、まちづくりを進めていかなければならないと感じたところでございます。

以上が一般行政報告でございます。

○議長（中原 信男君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第1号

○議長（中原 信男君） 日程第4、議案第1号、日野町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） ただいま上程されました議案第1号、日野町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について御説明申し上げます。議案書を御覧いただきたいと思います。

す。

令和5年10月16日から20日にかけて松江税務署の税務調査が本町において実施され、町長が報酬などを支払う際に源泉徴収すべき所得税の引き去り額に不足や不納付が発生していることが判明いたしました。

これを受け、令和5年11月10日に議会臨時会において、不納付となっている源泉所得税、不納付加算税及び延滞税を一般会計から支出する予算を可決いただきました。不納付となっている源泉所得税、不納付加算税及び延滞税は11月13日に米子税務署に納め、現在、源泉所得税の還付処理を進めているところでございます。

関係者の皆様をはじめ、町民及び議員の皆様には多大なる御迷惑をおかけすることとなりました。この場をお借りしまして、改めて心よりおわび申し上げます。

今回の不適切な事務執行につきましては、源泉徴収制度への理解不足及びチェック体制の不備により招いたものでございます。再発防止策としましては、今後の支払い事務においてこのようなことのないよう、職員への研修や制度についての情報提供を定期的実施し、制度を理解した上で、支払い担当者、決裁者、出納室それぞれが確認することで複数チェックを行い、法令を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

関係した職員へは、訓告処分9名、嚴重注意8名を1月17日付で行いました。その上で、町長の給与の100分の10を2か月、副町長の給与の100分の10を1か月、教育長の給与の100分の10を1か月、それぞれ減額させていただくことをこのたびの条例で提案させていただきます。

不納付加算税及び延滞税につきましては、町の財源で一部御負担いただくこととなりますが、住民サービスの向上を通じて信頼回復に努めてまいりたいと思います。

なお、条例の施行期日は、令和6年2月1日からとしております。

御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（中原 信男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、中山法貴議員。

○議員（4番 中山 法貴君） これまでは12月の議会も、この源泉所得税の不納付問題に関して調査中ということで、調査の結果が出ていないという報告を受けておりました、議会も。今回、この議案を上げるに当たり、調査は終了しているのかを伺います。終了しているのであれば、その調査の結果を発表をお願いします。

○議長（中原 信男君） どちらがやられますか。

埜田町長。

○町長（埜田 淳一君） 先回提案させていただいたときにまだ調査中だということで、そういう状況では認められないんじゃないか、条例のというようなこともございました。今回は、調査を終了して、提案をさせていただくということでございます。

調査の詳細につきましては、副町長のほうから補足いたします。

○議長（中原 信男君） 音田副町長。

○副町長（音田 守君） このたびの源泉徴収税額に不備があったということで、調査を行いました。これにつきましては、5回の懲戒審査会を開催しまして、単純ではあるけど、深い問題だということで、相当内容については審議、協議、繰り返してまいりました。最終的には、1月16日、第5回の懲戒審査会をもって、その結論を報告書として各任命権者のほうへ提出したという内容でございます。それに基づきまして、任命権者のほうが17日付で処分等を行ったという内容でございます。以上でございます。

○議長（中原 信男君） 4番、中山法貴議員。

○議員（4番 中山 法貴君） 今、副町長がおっしゃったのは、懲戒審査会でこうこうこう、こういうことが行われたという報告でありまして、私が伺いたいのは原因究明調査の結果です。つまりどういうことが原因であったかの調査の結果を伺います。

○議長（中原 信男君） 音田副町長。

○副町長（音田 守君） 先ほど申しましたけれども、この調査でございますが、きちっとした点検、それから職員間の相互の情報に対する確認、そういうものを怠ったがために、故意ではございませんが、過失があると、じゃあその過失がどうなのかという部分についての審議を重ねたという内容でございます。以上です。

○議長（中原 信男君） 4番、中山法貴議員。

○議員（4番 中山 法貴君） 次に、今回の条例改正案の内容としましては、町長の給与10分の1を2回カット、副町長の給与10分の1を1回カット、教育長の給与10分の1を1回カットという内容です。12月の議会では、それぞれ1か月、1か月、1か月とされておりました。これは議会で否決されたんですが、今回、これをちょっと変えて、この2か月、1か月、1か月とされてます。それをされた理由、根拠を伺いたいと思います。

また、12月の議案書には、そこの背景及び趣旨には、危機意識の高揚のためにそれを行うと町長は説明されました。つまり目的、これをやる目的ですね、これをやる目的としては、危機意識の高揚のためと12月にはおっしゃいました。今回なんです、この目的がはっきりと先ほど

の説明では言われてません。危機意識の高揚なのか、責任を取るのか。ちなみに、昨日の全員協議会では責任としてという説明がありました。ですが今回、今日の説明では、責任という言葉は町長は言われませんでした。その辺を含めて、どういう理由、どういう根拠でこの2か月、1か月、1か月の給与カットを行うかをお尋ねします。

○議長（中原 信男君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） すごく何か分かりづらい説明だったかなと思っているんですけども、質問が2つあったっていうのは認識しました。

まず、100分の10、1か月を2か月にしたのはどういう意味合いかっていうお話でしたっけ。

○議長（中原 信男君） どういう理由でと。

○町長（埴田 淳一君） どういう理由で。はい。

まず1つ目、そこでございますけれども、先回提案しましたときに、責任という、危機意識の高揚、なぜこういう危機意識を持たないといけなかったか、それについて範を示さないといけない。要は、それは責任を伴うわけですよ。まずはね。こういう事案が起こって、町民の方に非常に御不安をかけた。さらには、町の信頼失墜のような、そういうようなこともあるので、そういう危機感、そういう責任を取ってということで提案をさせていただきましたし、まだそのときには詳細の内容を調査中でした。今回は、その上に、私的には組織的な責任、訓告、そして、嚴重注意の職員数が随分たくさんになりました。この部分についても、非常に多くの職員さんをそういう注意処分、そういったことにしないといけない、これについての責任を取らせていただくという意味で、私の分は上積みさせていただいたということでございます。

2問目は何でしたっけ。

○議長（中原 信男君） 12月議会での危機意識の向上というところの意味合いは。

○町長（埴田 淳一君） じゃあ今の説明で説明してあると思いますので、以上です。

○議長（中原 信男君） ほかにありませんか。

9番、竹永明文議員。

○議員（9番 竹永 明文君） 9番。1点だけお聞きしたいと思います。

今回の条例案は調査の結果ということで、先ほどの説明の中で、職員17名の処分をしたというふうに説明がありました。職員17名といいますと、出先機関の職員を外したら、職員の3分の1程度の大量な処分したということでもあります。これは税率を間違えたミスということでこういうことが起きたわけですけど、この17名を大量に処分したに至った理由をもう少し説明をお

願いたいと思います。

○議長（中原 信男君） 17名に及んだ処分がどういう原因。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 今回の17名の処分の端緒というのは、源泉所得税の徴収税率を間違えた、もしくは徴収を怠るような事態を起こしてしまったということが端緒でございます。

議員おっしゃられるように、少ない人数の中で17名というのは非常に大きな部分、これをよくよく考えますと、風土っていうか、役場の風土の中に前例踏襲であるとか、そういうのがあったのではないかなっていうふうに思えます。やっぱり確認をするとか、再発防止策のほうでちょっと申し上げましたけども、いろんな機会を捉えて、また、学ぶ場もないといけない思いますし、そして緊張感を持って職務に当たるっていう、そういったことを訓告であったり、厳重注意の中で申し述べさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（中原 信男君） 理解できましたか。できませんか。いいですか。

ほかにありませんか。

8番、安達幸博議員。

○議員（8番 安達 幸博君） 8番。若干調査の内容にも関わるとは思いますが、今回の源泉徴収税の不足、徴収ミスは2種類あると思います。一つは、議員報酬について、税率を間違った、あるいは欄を間違ったとかいうのが5年間、同じ金額を差し引いて納めとったと、ここに不足が生じたということであります。もう一つは、事業をする上で、これが報酬なのか、あるいは例えば委託費に伴うことなのかという部分で起きたこととあります。

そこで、懲戒審査会でこの2つの事案は、私は懲罰をかけるのに若干の温度差があると認識しております。そこらは懲戒審査会ではどのような審議や議論がされて、同じような処分になっているのでしょうか。そこをお聞きいたします。

○議長（中原 信男君） 音田副町長。

○副町長（音田 守君） 安達議員の御質問にお答えします。

日野町職員懲戒処分等の基準要綱にのっとりまして審査を進めてまいりました。ここでいいます職員の懲戒処分でございますけど、懲戒処分としましては、免職、停職、減給、戒告がございます。懲戒処分を今回科すべき職員はいないという中で、訓告及び厳重注意の措置を行いました。それが、竹永議員からもありましたけど、相当の数の職員に及んだという内容でございます。

そのような内容の中で、大きな差があるのではないかと。継続的なものと、一過性といいますか、継続的なものじゃないという案件が今回この内容に含まれております。我々審査会で目指し

ましたのは、不納付加算税及び延滞税を町の一般会計から負担を生じさせることになったこと、新聞などにより広く事務処理のミスについて報道がなされ、町民から職員への不信感を招いたこと、関係者に改めて税務署に対し所得税の更正手続きをしなければならなくなったことを考慮し、従事期間に応じた責任があること、また、住民、社会に与える影響があると判断し、処分を決定していったものです。

最後に、今後は法令を遵守するとともに、根拠となる法令や参考文献を十分に理解し、担当する事務事業を行い、事務引継においても正確で根拠を十分に示した引継ぎ書の作成を行うことを申し添え、今後このようなことが起こらないようにということで、厳重処分という判断をいたしました。

内容については、先ほどもありましたけれども、継続的に5年間続いたもの、そうでないもの、確かに差はございます。ですが、先ほど申し上げましたとおり、今後の行政を推進していく上で、将来のためを思っただけの審査の判断でございます。以上でございます。

○議長（中原 信男君） 副町長、ちょっと私のほうから。

安達議員の質問をもう少し理解をしてください。今、処分の決定だとか内容だとかということ聞いてとるわけじゃなくて、議員報酬の徴収ミスの問題と工事等委託料との問題の発生した案件について、懲戒審査会でどのような議論があったのかということをお聞きをしております。1回から5回までの過程の中で、重ねて申し上げます。議員報酬の徴収ミスと工事あるいは委託料とのミスの案件において、どういう審査の議論があったのか、それを懲戒審査会の委員長である副町長に答弁を求めとるのでありますので、その辺の審査状況を議員に説明をしてやってください。よろしいですか。どういう区別をして処分したのかと。

音田副町長。

○副町長（音田 守君） 処分の重さの判断でございますけれども、議員報酬の長期にわたったものについては、継続的なミスである、継続的に気づきなかったという部分でございます。そのほかの案件につきましては、継続的でなく、一過性のもの、もしくは専門的な部分に及ぶものという部分での判断でございます。以上でございます。

○議長（中原 信男君） 8番、安達幸博議員。

○議員（8番 安達 幸博君） 議長が丁寧に再度質問していただきましたが、答弁は同じことであります。要するに、私が今、副町長の答弁を自分なりに砕いてみますと、案件は違うんですけども、今回、税務署からの指摘は一括であって、そういう意味で、こういう議会に同じように提案をしたので同じような処分だというように私は受け止めました。

しかしながら、この再発防止を考えたときに、議会における報酬の源泉徴収額の不足っていうことは、今後あまり考えられないと思います。今のようなチェック体制で再発防止をされると、今後あまりこういう事例は起こらないだろうなと思います。しかしながら、もう一方の事業に関する源泉徴収税っていうものは、やはり今後あり得る可能性はあります。幾らチェックしても、考え方、それらの一つ一つの事例によって違うんじゃないかなと思います。

そういう意味で、今回も本町だけでなく、この事例に関する各自治体の源泉徴収の不足っていう指摘は結構新聞にも出ておりました。そういう意味からいったら、今後も幾らチェックしてもあり得る可能性というのはこちらのほうが大きいわけであります。それは職員のミスとかいうことでは私はないので、あまりこれを処分の対象にするっていうのはいかがなものかというものが根本にあるからこそお尋ねをしておるわけであります。しかしながら、今回、同じような案件で処分をしてしまうと、この処分は次回にも踏襲するんじゃないか。前回こういうことがあったので、やっぱり同じようなミスがあれば処分をせざるを得なくなるっていう、ここが今後の職員の働き方の意識高揚のためにも、あまりいい感じは受けないと思うんです。そこを町長はどのように解釈をし、今回の処分をされているかをお聞きいたします。

○議長（中原 信男君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 議員さんのおっしゃられる萎縮してしまわないようにとかいうような部分は、本当にそのとおりで思います。私も処分理由書、説明書を読み上げて各職員さんに渡したんですけども、決して萎縮しないようにしていただきたい、そして細心の注意を払っていただきたいっていうふうに申し述べました。そして、議員さんおっしゃられる、また同じようなことが起こるのではないか、そういう懸念が100%払拭できるのかっていうようなお話ですけども、これはそういうことに向けて努力していかないといけない、努めていかないといけないと思います。

一つ、私、ちょっと気になるのは、委託料っていうサングラスをかけてしまうと、中身に報酬的なものが入ってるかどうかのっていうのがなかなか見えにくくなる。そういったことを、まずその色眼鏡を取っていただいて、この委託料の構成科目はどういうふうになってるのかっていうのをまず確認する。そして、国税庁さんが出しておられるいろんな委託契約の類型に当てはめてみる。そういったことが必要ですし、現実にはそれがちょっとできてなかったっていうのがございます。情報がなかった、もしくは情報があることを知らなかったという部分がありますので、その辺はしっかり情報共有をしていかないといけないっていうことでございます。

答弁になってますかね。以上です。

○議長（中原 信男君） 8番、安達幸博議員。

○議員（8番 安達 幸博君） 今回の町長の答弁を含めて、再発防止に一役買うと私は思いますので、ぜひとも、そういうことはないほうがいいわけでありますから、できるだけそういう部分は研修を重ねて、いろんな事例を把握しながらやっていただきたいと思います。

もう一つは、今回、町長は前回よりは1か月多い処分とされました。しかしながら、これを、三役さんの減額を足してみましても、前回、11月の臨時会で可決した町費で納税をしたっていうところとはまだ足りないと思います。したがって、今回、この条例が通ったとしても、町民の町税を使うわけであります。そこを改めて町民の皆さんにどういう思いでいるのかっていうところを、気持ちをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中原 信男君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 今回の事案で町の懐から随分出さないといけなくなってしまったことにつきましては、町民の皆様にご心からお詫び申し上げたいと思います。業務の効率化、そして住民へのサービスの向上、そういったものでカバーしてまいりたいと思います。以上です。

○議長（中原 信男君） ほかに質疑ありませんか。

2番、小河久人議員。

○議員（2番 小河 久人君） 2番。住民サービスの向上とおっしゃられますが、具体的にどういうことを考えておられますか。

○議長（中原 信男君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 積極的には迅速なサービスの提供で、要はそのサービスの提供に関わる人件費、単価が安くなるようにしていかないといけないと思いますし、不要なものは印刷しないとか、そういうようなものもございますし、そして、消極的っていうか、これは根底にあるんですけども、同じような過ちは繰り返さない、そういったことをしっかり努めてまいりたいと思います。

○議長（中原 信男君） ほかにありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中原 信男君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより日程第4、議案第1号、日野町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の制

定についての採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中原 信男君） 起立多数。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号

○議長（中原 信男君） 日程第5、議案第2号、令和5年度日野町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

埒田町長。

○町長（埒田 淳一君） ただいま上程されました議案第2号、令和5年度日野町一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ1,467万2,000円を追加し、予算総額を40億570万7,000円とするものであります。

補正額等は、2ページ、第1表、歳入歳出予算補正を御覧いただきたいと思っております。このたびの補正予算では、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けている低所得世帯のうち子育て世帯に対し、負担軽減を図るための給付金に305万8,000円、生活保護費の扶助費増額分として1,161万4,000円を計上しております。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（中原 信男君） 景山総務課長。

○総務課長（景山 政之君） 議案第2号、令和5年度日野町一般会計補正予算（第8号）について御説明いたします。予算書3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書を御覧をいただきたいと思っております。

4ページ、歳入について。国庫支出金、国庫負担金、民生費負担金は、生活保護扶助費の増額に伴い、生活保護費負担金が871万円の増額です。国庫補助金、総務費補助金は、物価高騰による住民税非課税世帯等支援給付金事業、子育て世帯分の財源として305万7,000円の増額です。繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金は、今補正の財源調整として290万5,000円の増額です。

次に、5ページ、歳出について御説明いたします。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費は、物価高騰による住民税非課税世帯等支援給付金事業として、非課税世帯及び均等割世帯で18歳以下の児童を養育している子育て世帯への給付事業として305万8,000円の増額です。消耗品や印刷製本費の需用費に4万8,000円、郵券代や口座振込手数料として役務費に1万円、システムの改修費として委託料に50万円、非課税世帯及び均等割世帯の児童1人当たり5万円を支給するための給付金として、負担金、補助及び交付金を250万円計上しています。民生費、生活保護費、生活保護扶助費は、扶助費が当初の見込みを上回るため、1,161万4,000円の増額です。

以上が一般会計補正予算（第8号）の提案説明でございます。

○議長（中原 信男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより日程第5、議案第2号、令和5年度日野町一般会計補正予算（第8号）の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中原 信男君） 起立多数。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（中原 信男君） 以上で本臨時会に付議された事件は全て議了をいたしました。よって、会議規則第7条の規定により閉会いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） 異議なしと認めます。

これで令和6年第1回日野町議会臨時会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。終わります。

午前10時50分閉会

